

企画振興部

随意契約件数

44件

金額

410,255,426 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----------|------------------------------|----------|------------------|-------------|--------------|---|---------------------------|
| 1 広報広聴課 | 県政広報テレビ番組制作放送委託業務(OBS) | 令和6年4月1日 | 大分県大分市今津留3丁目1番1号 | 株式会社大分放送 | 20,348,460 円 | ①本業務は、県政広報(テレビ番組)を行うものである。 ②これを行うためには、制作・放送をテレビ局に直接依頼することが必要である。 ③上記が可能な県内テレビ局は、TOS・OBS・OABの民法3局のみであり、広く県民に広報を行うために、上記3社と委託契約するもの TOS…「O!TAめじろオン」 OAB…「お！」 OBS…「オオイタコレクション」 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 2 広報広聴課 | 県政広報テレビ番組制作放送委託業務(TOS) | 令和6年4月1日 | 大分市春日浦843-25 | 株式会社テレビ大分 | 18,838,600 円 | ①本業務は、県政広報(テレビ番組)を行うものである。 ②これを行うためには、制作・放送をテレビ局に直接依頼することが必要である。 ③上記が可能な県内テレビ局は、TOS・OBS・OABの民法3局のみであり、広く県民に広報を行うために、上記3社と委託契約するもの TOS…「O!TAめじろオン」 OAB…「お！」 OBS…「オオイタコレクション」 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 3 広報広聴課 | 県政広報テレビ番組制作放送委託業務(OAB) | 令和6年4月1日 | 大分県大分市新川西2丁目7番1号 | 大分朝日放送株式会社 | 20,347,646 円 | ①本業務は、県政広報(テレビ番組)を行うものである。 ②これを行うためには、制作・放送をテレビ局に直接依頼することが必要である。 ③上記が可能な県内テレビ局は、TOS・OBS・OABの民法3局のみであり、広く県民に広報を行うために、上記3社と委託契約するもの TOS…「O!TAめじろオン」 OAB…「お！」 OBS…「オオイタコレクション」 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 4 広報広聴課 | 「Edit Oita」を活用した県外向け情報発信委託業務 | 令和6年4月1日 | 東京都中央区銀座3-13-10 | 株式会社マガジンハウス | 38,041,000 円 | ①本事業はR2年11月に実施した企画提案競技において、最優秀提案を行った(株)マガジンハウスと委託契約を締結し、Webサイト「Edit Oita」立ち上げ後、現在も記事を通して本県の魅力情報発信を行っている。 ②サイト開設時はわずか40日足らずで7万PV(ページビュー)のサイト閲覧を達成するなど、予想をはるかに上回る実績を達成している。また令和4年度も、年間PV目標値を約190%の数値で上回るなど期待以上の成果を出しており、このノウハウは今後も活かしていきたい。 ③一方、本業務は本県の魅力を最大限に発信するためのメディア設計や戦略策定といった地域ブランディングが根幹にあるため、仮にサイトの管理業務が他の事業者に移行した場合、その事業者が手がける戦略に伴う、webサイトの再構築やサーバー移行に伴う作業等の経費が追加で負担されることとなり、契約金額は割高になる。 また、Webサイトの構築には契約後、相当の時間がかかることからサイト運営に空白期間が生じることは避けたいところ。このようなことから、当事業については、(株)マガジンハウスと随意契約を行う必要があるため。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号 |
| 5 広報広聴課 | 県政ラジオ番組(OBSラジオ)制作放送委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市今津留3丁目1番1号 | 株式会社大分放送 | 6,806,052 円 | ①本業務は、県政の広報(AMラジオ)を行うものである。 ②これを行うためには、AMラジオ放送会社である必要がある。 ③業務を行えるAMラジオ放送局は当該一者しかない。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

企画振興部

随意契約件数

44件

金額

410,255,426 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----------|---------------------------------|-----------|--------------------------|---------------|-------------|--|---------------------------|
| 6 広報広聴課 | 県政ラジオ番組(エフエム大分)制作放送委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市府内町3-8-8 ハニカムプラザ4F | 株式会社エフエム大分 | 7,062,000 円 | ①本業務は、県政の広報(FMラジオ)を行うものである。 ②これを行うためには、FMラジオ放送会社である必要があり、また、放送エリアとして県内を広く網羅している必要がある。 ③業務を行えるFMラジオ放送局は当該一者しかない。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 7 広報広聴課 | 令和6年度大分県広報紙「新時代おおいだ」デザイン業務委託 | 令和6年4月4日 | 大分市中央町1-5-25 | 有限会社 デザインマップ | 1,254,000 円 | ①本業務は、広報紙「新時代おおいだ」のデザイン業務を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、2者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った有限会社デザインマップと契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 8 広報広聴課 | テレビスポット「自動車税種別納期内納付」制作放送業務委託 | 令和6年4月19日 | 大分県大分市金池町2丁目12番1号 | 大分バス株式会社 | 1,544,400 円 | ①本業務は、県政広報(スポット放送)の制作・放送委託を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、4者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った大分バス株式会社と契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 9 広報広聴課 | 令和6年度大分県公式LINEシステム維持管理・運用保守委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分市東春日町17番57号 | 株式会社オーイーシー | 4,752,000 円 | ①本業務は、県LINE公式アカウントのシステムの維持管理・運用保守を行うものである。 ②これを行うためには、高度な技術力と、システムに精通し、細部まで熟知していることが必要である。 ③県LINE公式アカウントのシステムは、令和3年度に、株式会社オーイーシーに委託し改修を行った経緯から、上記を有する者は株式会社オーイーシーのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第3号 |
| 10 広報広聴課 | 令和6年度大分県ホームページ管理システム維持管理・運用業務委託 | 令和6年4月1日 | 愛媛県松山市雄郡1丁目1番32号 | 福泉株式会社 | 3,807,038 円 | ①本業務は、県のホームページ維持管理を委託するものである。 ②「大分県ホームページ管理システム」は平成26年度に福泉株式会社が委託開発したシステム(平成27年3月25日公開)で、その設計、構築から導入までの一連の開発作業は福泉株式会社が行ったものである。 ③当該システムの維持管理・運用業務を円滑に行うためには、高度の技術力と当該システムに精通し細部まで熟知していることが要求される。以上のことから、当該システムの維持管理・運用を確実に実施できる業者は開発業者である福泉株式会社しかない。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 11 広報広聴課 | 令和6年度点字「みんなの県政」製作・配布業務委託 | 令和6年4月22日 | 大分県大分市中島東1丁目2番28号 | 社会福祉法人大分県盲人協会 | 1,135,500 円 | ①本業務は、広報紙「新時代おおいだ」の点字版製作・印刷及び配布業務を行うものである。 ②これを行うためには、点字冊子の制作及び印刷が可能な事業者である必要である。 ③上記の業務を行えるのは社会福祉法人大分県盲人協会のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

企画振興部

随意契約件数

44件

金額

410,255,426 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----------|----------------------------------|-----------|----------------------------|-----------------|--------------|--|---------------------------|
| 12 広報広聴課 | 令和6年度メディア露出度アップ 支援委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分市高砂町2番50号 OASISひろ ば21 | 公益社団法人ツーリズムおおいた | 11,000,000 円 | ①本業務は、大分県の観光、物産、芸術文化、政策等が、首都圏及び関西並びに福岡県等のテレビ番組や雑誌等に取り上げられるよう、メディア媒体等に対する、取材及び情報発信に係る支援業務を行うものである。 ②これを行うためには、観光協会、観光業界、行政との調整を一貫して行える機関であることや、メディアへの継続的なアプローチを必要とする特殊性のある業務を実施してきた実績等が必要である。 ③上記を有する者は、(公社)ツーリズムおおいたのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 13 広報広聴課 | テレビスポット「不法投棄の防止 について」制作放送業務委託 | 令和6年4月25日 | 大分県大分市春日浦843-27 | 株式会社TOSエンタープライズ | 1,544,400 円 | ①本業務は、「不法投棄の防止について」テレビスポット(CM)を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、4者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った株式会社TOSエンタープライズと契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 14 広報広聴課 | 「県政だより」制作掲載業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分市府内町3-9-15 | 有限会社 大分合同新聞社 | 12,738,880 円 | ①本業務は、県政情報を広く周知するため新聞広告を行うものである。 ②大分合同新聞、西日本新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞は、県内新聞発行部数95.8%を占めており、ほぼ全ての新聞購読者に情報提供できることができる。 ③以上のことから、上記新聞を取り扱う事業者と契約を行うものである。 ④単価契約：72,380円/1段 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 15 広報広聴課 | 「県政だより」制作掲載業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分市荷揚町6-16スカイメゾン外 苑2F | 株式会社 朝日広告社大分営業部 | 4,598,000 円 | ①本業務は、県政情報を広く周知するため新聞広告を行うものである。 ②大分合同新聞、西日本新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞は、県内新聞発行部数95.8%を占めており、ほぼ全ての新聞購読者に情報提供できることができる。 ③以上のことから、上記新聞を取り扱う事業者と契約を行うものである。 ④単価契約：33,000円/1段 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 16 広報広聴課 | 「県政だより」制作掲載業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分市金池2-1-16 | 株式会社 大分毎日広告社 | 3,787,080 円 | ①本業務は、県政情報を広く周知するため新聞広告を行うものである。 ②大分合同新聞、西日本新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞は、県内新聞発行部数95.8%を占めており、ほぼ全ての新聞購読者に情報提供できることができる。 ③以上のことから、上記新聞を取り扱う事業者と契約を行うものである。 ④単価契約：60,500円/1段 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 17 広報広聴課 | 「県政だより」制作掲載業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分市東春日町6-1つつみビル | 株式会社 読売広告西部大分支社 | 3,486,120 円 | ①本業務は、県政情報を広く周知するため新聞広告を行うものである。 ②大分合同新聞、西日本新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞は、県内新聞発行部数95.8%を占めており、ほぼ全ての新聞購読者に情報提供できることができる。 ③以上のことから、上記新聞を取り扱う事業者と契約を行うものである。 ④単価契約：49,830円/1段 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

企画振興部

随意契約件数

44件

金額

410,255,426 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|----------|--------------------------------|-----------|--------------------------------------|----------------------------|--------------|--|---------------------------|
| 18 国際政策課 | 多文化共生推進事業委託業務 (コミュニケーション支援) | 令和6年4月1日 | 大分県大分市高砂町2番33号 | 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団 | 4,375,000 円 | ①本事業は県内在住外国人へのコミュニケーション支援を行っている日本語教室の活動の活性化を図るため、日本語教育の有識者を総括コーディネーターとして配置し、日本語教室間の連携を構築するためのネットワーク会議、日本語教室ボランティア人材を育成するための研修を実施するもの。 ②これを行うためには、本分野に精通し、県内日本語教室及び専門人材とのネットワーク、卓越したノウハウが必要である。 ③上記人材ネットワーク、ノウハウを有する者は(財)大分県芸術文化スポーツ振興財団のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 19 国際政策課 | 多文化共生推進事業委託業務 (外国人生活支援) | 令和6年4月1日 | 大分県大分市高砂町2番33号 | 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団 | 1,643,000 円 | ①本事業は災害発生時に、県内各地にいる外国人居住者、また本県を訪れる外国人観光客などに、適切な支援をできる人材を育成するためのセミナーを実施するもの。 ②これを行うためには、本分野に精通し、県内日本語教室及び専門人材とのネットワーク、卓越したノウハウが必要である。 ③上記人材ネットワーク、ノウハウを有する者は(財)大分県芸術文化スポーツ振興財団のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 20 国際政策課 | 大分県外国人総合相談センター 運営委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市高砂町2番33号 | 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団 | 17,765,000 円 | ①本業務は、県内の在留外国人の生活に関わる様々な疑問や悩みの相談に対応する外国人総合相談センターの業務運営を行うものである。 ②これを行うためには、多文化共生施策に精通し、卓越したノウハウを有することが必要である。 ③上記を満たす受託者は、県内在留外国人向けに多言語による相談対応に長年取り組みノウハウを有し、県民への国際交流・協力に関する取組の実施を通じて多文化共生施策に精通した、県内唯一の地域国際化協会である公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が適当である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 21 国際政策課 | 外国人留学生インターンシップ支 援事業業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市金池南1丁目5番1 号 | 特定非営利活動法人 大学コン ソーシアムおおい | 12,302,521 円 | ①本業務は、外国人留学生等の県内企業におけるインターンシップ実施に係る支援を行うことにより、卒業後の県内定着を図るものである。 ②これを行うためには、県内留学生に関する情報を把握し、県内大学との連携が可能な団体による実施が効果的である。 ③当団体は、県内留学生の支援を目的に設立した団体であり、留学生に関する多様な情報を有しており、地域(居住市町村)、大学にかかわらず網羅的かつ平等に対応できる団体は県内全ての大学・短大を会員に擁する当該団体一者のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 22 国際政策課 | おおい留学生ビジネスセンター 運営業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市金池南1丁目5番1 号 J.COMホルトホール大分2階 | 特定非営利活動法人 大学コン ソーシアムおおい | 24,591,086 円 | ①本業務は、外国人留学生等の就職・起業の支援により、卒業後の県内定着を図るものである。 ②これを行うためには、県内留学生に関する情報を把握し、県内大学との連携が可能な団体による実施が効果的である。 ③当団体は、県内留学生の支援を目的に設立した団体であり、留学生に関する多様な情報を有している。また、平成29～令和5年度における「留学生就職・起業支援施設設置、運営及び管理業務」の受託実績があり、地域(居住市町村)、大学にかかわらず網羅的かつ平等に対応できる団体は県内全ての大学・短大を会員に擁する当該団体一者のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 23 広報広聴課 | 内外情勢調査会知事講演録冊子 購入 | 令和6年6月18日 | 東京都中央区銀座5丁目15番8号 | 一般社団法人内外情勢調査会 | 1,897,500 円 | ①本業務は、内外情勢調査会が主催した知事講演の講演録を購入するものである。 ②この講演録を取り扱っているのは、発行元である内外情勢調査会のみである。 ③したがって、契約の相手方は内外情勢調査会のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

企画振興部

随意契約件数

44件

金額

410,255,426 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|--------------|-------------------------|-----------|---------------------------|-------------------|--------------|---|---------------------------|
| 24 大分県東京事務所 | 坐来大分ステップアップ研修委託業務 | 令和6年4月10日 | 大分県大分市府内町2丁目2番1号 名店ビル308号 | 大分ブランドクリエイティブ株式会社 | 2,567,000 円 | ①本業務は、県フラッグショップ「坐来大分」の大分にこだわった料理や高水準のサービスの維持・発展を目的にスタッフの研修を行い、坐来メニューの充実や「語り部」の資質を向上させ、食を通じた大分の情報発信を強化するものである。 ②事業を遂行するためには、県フラッグショップの設置目的の理解と坐来大分でのメニュー開発や「語り部」育成の経験が必要である。 ③最も効果的、効率的に目的を達成する者は、坐来大分を運営する大分ブランドクリエイティブ株式会社である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 25 おおいた創生推進課 | 都市圏における移住イベント開催及び告知業務委託 | 令和6年4月1日 | 東京都渋谷区渋谷1丁目1-3ア ミーホール3階 | シビレ株式会社 | 17,732,000 円 | ①本業務は、移住促進に係るセミナー企画及び広告配信を行うものである。 ②本業務を実施するにあたり、専門的なノウハウ・実績が必要であり、この条件を満たす業者を選定するため、企画提案競技を実施した結果、2者から企画提案を受け、最も優れた企画提案を行った「シビレ株式会社」を契約相手方として選定したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 26 おおいた創生推進課 | 令和6年度大分県関係人口創出事業企画・運営業務 | 令和6年4月26日 | 鹿児島県鹿児島市名山町4-1 名山ビル2F | 九州地域間連携推進機構株式会社 | 16,937,910 円 | ①本業務は、大分県外在住者を対象に大分県の抱える地域課題を学び、現場で実際に動き体験しながら地域課題解決に関わることで、大分県と永く関係性の構築を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、4者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った九州地域間連携推進機構株式会社と契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 27 おおいた創生推進課 | 令和6年度若年者移住サポート事業委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県別府市大字鶴見521番地の5 | サンバン株式会社 | 18,661,500 円 | ①本業務は、移住を希望する若年者に寄り添った転職支援を行うため、情報発信を強化するとともに、キャリア相談をはじめ、就職先の紹介や斡旋を伴走型で支援することで、大分県への若年者の移住を促進するものである。 ②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、優れた企画提案を行ったサンバン株式会社と契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 28 おおいた創生推進課 | 福祉・医療スキルアップ移住推進事業業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市三芳2058番地6 | ライフデザインラボ株式会社 | 16,806,658 円 | ①本業務は、移住の際に大きな課題となる仕事の確保を支援するため、人材が不足する福祉・医療職種への資格取得、就職、転職支援を行い、大分への移住や就職まで一貫した支援を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、優れた企画提案を行ったライフデザインラボ株式会社と契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|--------------|-----------------------------------|----------|------------------------------|-------------------------------------|--------------|---|---------------------------|
| 29 おおいた創生推進課 | 令和6年度大分県地域おこし協力隊活動支援事業企画・運営委託業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市判田台東2丁目4番3号 | 合同会社地域紡企画 | 6,000,000 円 | ①本業務は、県内に定着している地域おこし協力隊を対象に、隊員同士や隊員OB・OG、自治体職員、地域住民との人脈づくり、退任後を見据えた研修会を開催することで、隊員がより円滑に地域協力活動を実施・継続できる環境を整え、任期終了後における県内への定住促進を図ることを目的とするものである。 ②これを行うためには、地域おこし協力隊制度に関する知識や協力隊員への研修のノウハウ・実績が必要である。 ③この条件を満たす業者を選定するため、企画提案競技を実施し、3者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った「合同会社地域紡企画」を契約相手方として選定したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 30 おおいた創生推進課 | ITスキルアップ移住推進事業業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市金池町2丁目9番7号ITOPiA501 | 特定非営利活動法人おおいたWEBクリエイティブボックス | 24,887,280 円 | ①当該業務は、移住の最大の壁である仕事の確保につながる技術習得と就職、定住支援まで一貫したサポートを行うにより、大分県への移住に対する動機付けを図ることを目的とする業務である。 ②本業務の実施にはIT技術の指導やスクール運営に関する専門的なノウハウ・実績が必要であり、この条件を満たす業者を選定するため、企画提案競技を実施したものの。 ③実施の結果、1者から企画提案を受け、優れた企画提案を行った「特定非営利活動法人おおいたWEBクリエイティブボックス」を契約相手方として選定したものの。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 31 おおいた創生推進課 | おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務委託 | 令和6年4月1日 | 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 | 特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター | 13,326,799 円 | ①本業務は、全国の移住希望者を大分県に誘導するため、県及び市町村の移住情報発信を行い、専用の移住相談窓口を設置するものである。 ②これを行うためには、年間延べ50,000件以上の来場、電話、メール等の方法による移住相談や情報発信等を行い、移住相談窓口を設置している施設が必要である。 ③上記施設を有する者はNPO法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 32 おおいた創生推進課 | R6ネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県豊後大野市緒方町原尻524番地 | 一般社団法人コミュニティサポート おおいた | 9,845,000 円 | ①本業務は、ネットワーク・コミュニティの更なる構築を推進するため、市町村の方針策定等の支援、集落における組織設立等の支援、中間支援組織の育成及びガイドブックの作成を行うものである。 ②これを行うためには、地域コミュニティ組織の設立・運営等に対する知識や地域住民及び市町村職員に対するファシリテーション技術等が必要である。 ③この条件を満たす業者を選定するため、企画提案競技を実施し、1者から企画提案を受け、審査した結果、優れた企画提案を行った「一般社団法人コミュニティサポートおおいた」を契約相手方として選定したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

企画振興部

随意契約件数

44件

金額

410,255,426 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|--------------|-----------------------------------|-----------|------------------------------|--------------|--------------|--|-----------------------|
| 33 おおいた創生推進課 | 移住情報サイト「おおいた暮らしの第一歩」改修および保守管理業務委託 | 令和6年4月1日 | 福岡県福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス棟5階 | 株式会社QTmedia | 3,096,720 円 | ①本業務は、大分県移住ホームページ「おおいた暮らしの第一歩」の保守管理・改修を行うものである。 ②株式会社QTmediaはR5年度の受託先であるが、委託先を変更する場合、本ホームページのサーバーを移管する必要があり、費用が発生する。また、移管による通信障害が発生した場合、継続した情報発信が行えない恐れがあり、効率的・効果的に業務を実施するため随意契約とするもの。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 |
| 34 おおいた創生推進課 | 大分県移住支援関連情報雑誌掲載業務委託 | 令和6年4月15日 | 東京都千代田区一番町25番地 | 株式会社宝島社 | 6,600,000 円 | ①本業務は、移住専門月刊誌「田舎暮らしの本」への記事の取材・掲載を行うものである。 ②これを行うためには取材及び記事掲載の専門的なノウハウ・実績が必要である。 ③唯一の移住専門月刊誌として情報発信について実績のある「田舎暮らしの本」に記事広告を掲載するため、株式会社 宝島社と随意契約を締結した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 35 おおいた創生推進課 | 大分県空き家対策促進事業委託 | 令和6年4月1日 | 大分県由布市挾間町挾間572-3 | 株式会社クラシカ | 13,998,853 円 | ①本業務は、空き家相談窓口の設置や、所有者等と空き家購入希望者のマッチングをサポートする体制の整備、効果的な媒体の作成など、本事業の効果的な運営に当たり必要な業務等により、空き家の適正管理や発生抑制を図ることを目的とする。 ②空き家所有者からの相談対応や物件探索など、定められた予算内で最大限の効果を達成するには、専門的知識が必要であり、条件を満たす業者を選定するため、企画提案競技を実施した結果、2者から企画提案を受け、最も優れた「おおいた空き家マッチングチーム」を契約相手方として選定した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 36 おおいた創生推進課 | 令和6年度WEBマガジン「おおいた移住手帖」運営業務委託 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市中央町2丁目 クインビル4F | 株式会社moreMost | 1,489,950 円 | ①本業務は、掲載コンテンツの制作及びホームページ「おおいた移住手帖」の保守管理を行うものである。 ②保守管理に関して契約の相手方を変更する場合は、現在のサーバーから相手方が保有するサーバーへホームページを移管する必要があり、それに要する費用が約170万円(令和2年度のシステム構築費)新たに発生するため、サーバーを保有する当該事業者に委託した。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 |
| 37 国際政策課 | 多文化共生推進事業委託業務(初級日本語教室地域モデル) | 令和6年6月3日 | 大分県別府市十文字原1-1 | 立命館アジア太平洋大学 | 2,404,028 円 | ①本委託業務は、県内在住外国人が地域において円滑にコミュニケーションができるよう、日本語教室のモデル的な開催を通じて、市町村に日本語教育のノウハウを教授し、地域における多文化共生を推進するものである。 ②これを行うためには、留学生に対する日本語教育の実績とノウハウを有することが必要である。 ③上記の条件に当てはまるのは、留学生に対する日本語教育の実績が豊富で、多文化共生推進に取り組む教員が在籍する、立命館アジア太平洋大学のみである。 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

企画振興部

随意契約件数

44件

金額

410,255,426 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|------------|----------------------------------|-----------|--------------------------|--------------------|--------------|---|---------------------------|
| 38 芸術文化振興課 | 温州市芸術文化団体受入コーディネート委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市城崎町1丁目1-5 コスギビル302 | 株式会社AGC | 1,507,000 円 | ①本業務は、東アジア文化都市フォローアップ事業として、大分県と温州市の芸術文化交流を継続的普及と推進を図るものである。 ②これを行うためには、温州市行政との連絡調整を継続的、効果的、効率的に行う必要がある。 ③上記を満たす者は東アジア文化都市2022大分県に携わりかつ令和5年度に県との委託契約実績のある株式会社AGCのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 39 芸術文化振興課 | iichiko総合文化センターリニューアライメント実施等委託業務 | 令和6年4月19日 | 大分県大分市新川西二丁目7-1 | 大分朝日放送株式会社 | 5,546,445 円 | ①本事業は、(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団が主催する公演への親子ペア無料招待及び海外音楽家を招聘した無料のコンサートを開催するものである。 ②本事業の成果は、企画力や広報の方法等に著しく左右されることから、企画提案競技により業者を選定したうえで業務委託を行うものである。 ③本業務を委託するにあたり、1者から企画提案を受け、審査した結果、優れた企画提案を行った大分朝日放送株式会社と契約したものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 40 芸術文化振興課 | アートマネジメントプログラム公開講座委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市上野丘東1番11号 | 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学 | 1,397,000 円 | ①本業務は、芸術文化の作り手と受け手をつなぐ役割を担うアートマネジメント人材育成と講座の一般公開による「アートマネジメント」の周知を行うものである。 ②これを行うためには、アートマネジメントに精通していることとアートマネジメントに興味がある人が参加しやすい環境が必要である。 ③上記を有する者は公立大学法人大分県立芸術文化短期大学のみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 41 芸術文化振興課 | 大分まちなかアートフェスタ開催委託事業 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市新川西2丁目7番1号 | 大分朝日放送株式会社 | 19,206,000 円 | ①本業務は、芸術文化団体等の発表機会の創出と芸術文化の裾野拡大を図るとともに、芸術文化の持つ創造性を観光や地域振興にも活かすことを目的として、JRデザインキャンペーンや別府アルグリッチ音楽祭などの本県で開催する大型イベントに合わせ、街中での芸術文化イベントを開催するものである。 ②本業務の効果を最大に発揮するためには、イベント内容等の企画力の優劣が当該事業の成果に著しく反映されることから、企画提案競技により業者を選定したうえで業務委託を行うものである。 ③本業務を委託するにあたり、2者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った大分朝日放送株式会社と契約をしたものである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 42 芸術文化振興課 | 香りの文化振興事業「アウトリーチ型調香体験」業務委託 | 令和6年6月28日 | 大分県別府市北石垣82 | 学校法人別府大学 | 1,400,000 円 | ①本業務は、当県が取り組む香りの文化振興事業について、新たなターゲット層を開拓して広域的に周知・啓発を進めるため、県内外の施設においてアウトリーチ型の調香体験イベントを実施するものである。 ②本業務を行うためには、香り文化に関する専門知識と調香体験のノウハウが必要である。 ③上記を県内で唯一有するのは、大分香りの博物館を有する学校法人別府大学である。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |

企画振興部

随意契約件数

44件

金額

410,255,426 円

| 契約担当課・所名 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地 | 契約の相手方の名称 | 契約金額 | 随意契約理由 | 地方自治法施行令 適用条項 |
|--------------|---------------------------------|----------|--------------------------------|--------------------|-------------|---|---------------------------|
| 43 芸術文化振興課 | 先端技術を活用した芸術文化ゾーン魅力向上事業保守管理等委託業務 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市東春日町17番57号 | 株式会社オーイーシー | 1,980,000 円 | ①本業務は、大分県立総合文化センター及び大分県立美術館における来館者の属性・滞在時間等情報について収集・分析し、両施設を核とする芸術文化ゾーンの魅力向上に資する基礎資料を得るために令和2年度に設置した高画質顔認識カメラ及びナンバープレート認識カメラに対して保守管理及びシステム故障対応を行うものである。 ②これを行うためには、本システムに関する専門的知識・技術が必要である。 ③上記の技術を有する者は、本システムの開発者である株式会社オーイーシーのみである。 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |
| 44 おおいた創生推進課 | 大分県地域活力づくり総合補助金財務審査業務委託契約 | 令和6年4月1日 | 大分県大分市東春日町17番20号ソフトパークセンタービル2F | 一般社団法人大分県中小企業診断士協会 | 1,200,000 円 | ①本業務は、事業要望者の財務健全性等の審査を行うものである。 ②これを行うためには、複数の中小企業診断士等の専門的知識が必要である。 ③大分県内において複数の中小企業診断士が所属し、その広いネットワークを持つ業者は、一般社団法人大分県中小企業診断士協会のみである。 ④単価契約：審査を行う中小企業診断士1名あたり100,000円 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 |